

## 平成 27 年度食料・農業・農村政策審議会第 2 回畜産部会

### 「意見の概要」

#### I 基本的な事項

- 急増する世界人口の動向をふまえて、国としての食料の自給戦略を具体的に もっと真剣に検討すべきである。
- 競争力強化の観点から、加工原料乳生産者補給金制度の見直しを検討すべきである。
- 国際マーケットの中で戦っていける強い農畜産業を育てるため、守りではなく、攻めの観点から支援を強化すべきである。
- TPP 関連の対策については、発効前から実施すべきである。
- 事業や政策を現場までしっかり伝えていくことが重要である。
- この審議会も見える化を検討すべきである。
- 今後の経営安定対策等必要な支援を講じていく上で、将来にわたり自国で「安心・安全」な畜産物を「安定的」に生産し、食を賄うことの大切さを一般消費者に「知って、理解してもらえるような方法」で、繰り返し PR していくことが重要。

#### II 酪農・乳業関係

- 液状乳製品を加工原料乳生産者補給金の対象に追加するに当たり、再生産ができるような算定になるよう、慎重かつ十分な議論をすべき。これまでの算定方式を見直すべきである。生産意欲が拡大するよう早急に措置すべきである。
- 酪農の生産基盤の強化を図るため、関連対策も含め、乳用牛の増頭対策や供用期間の延長に必要な対策を講ずるべきである。

- 加工原料乳生産者補給金単価の算定結果が下がるので、関連対策でしっかり支援すべきである。
- 北海道では生乳増産基調にあることから、乳用牛資源の確保に支援をすべきである。
- 都府県酪農については、乳用後継牛確保・増頭対策等で生産基盤を維持できるようにすべきである。
- 初妊牛の導入については、乳用牛資源の確保の観点からの事業の実施に留意すべきである。
- バター不足で構造的な問題が浮かび上がったので、安定供給に向けた支援策が必要である。
- バター不足に対応できるよう、多様な対応を検討すべきである。
- 入札取引の導入については、販売リスクが生産者側にあるなかで、生乳の需給全体に影響を与えないよう、需給調整等の万全な対策を講じるなど慎重に対応すべきである。
- 乳製品について、需給緩和時の対応を検討すべきである。

### Ⅲ 食肉関係

- TPP関連政策大綱で示された肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の見直しについては、肉用牛繁殖経営支援事業と併せて十分に議論すべきである。
- 肉用子牛生産者補給金制度については、増頭を促すような算定を行うべきである。
- 肉用子牛生産者補給金制度は制定当時と環境が変わっているので、算定方式を検討すべきではないか。
- 新マルキンの補填割合の引上げに当たっては、畜産の状況を十分に検

証して検討すべきである。

- 子牛価格の上昇を踏まえ、肥育経営への資金対策、繁殖雌牛の増頭対策等を支援すべきである。
- 繁殖雌牛の供用期間の延長に向けた支援を充実すべきである。
- 牛肉の消費者の嗜好が変化しているので、赤身肉の評価も牛肉の格付けの検討に加えていってはどうか。
- 食肉の取引に当たっては、消費者の納得できる基準が必要である。

#### IV 飼料関係

- 飼料用米については、科学技術を駆使して、コスト低減の取組を推進すべきである。
- 飼料用米の生産は、景観や治水などの多面的な機能がある。これらの意義を整理し、積極的にPRすべきである。
- 畜産の基盤整備事業をきめ細かくフォローアップしてほしい。
- 難防除雑草駆除対策事業の対象雑草については、地域に特異な雑草の種類を配慮してほしい。

#### V 畜産クラスター関係

- 拡充する畜産クラスター事業については、採択基準等を明確にすべきである。
- 畜産クラスター事業には期待している。今後も継続し、現場の取組を後押しすべきである。
- 畜産クラスター事業については、小規模農家等も取り組めるよう浸透を図るべきである。
- 畜産クラスター事業については、家族経営でも活用できるように相談

してほしい。

## VI その他

- 女性農業者を強かに支援するという思想を各種の施策に盛り込むことを検討すべきである。また、女性への支援策を分かりやすくPRすべきである。
- 輸入生産資材の価格差の要因を検証すべきである。
- 畜産物の輸出に当たっては、産地ごとではなく、品目別にオールジャパンで推進することが新食料・農業・農村基本計画で決まっており、取組を強化すべきである。
- 今後のグローバル化に対応した商標化などの支援をすべきである。
- 産地と外食・中食との連携を支援すべきである。
- 消費者と生産者の相互理解が重要である。

(以上)